2023.10.1

非常勤職員　就業規則　概要

認定ＮＰＯ法人　地域福祉を考える会

雇用契約　　●ＮＰＯ法人　地域福祉を考える会との非常勤職員（パート）契約

職種　　●伊勢原市内の児童コミュニティクラブ支援員　等

就業場所　　●伊勢原第１児童コミュニティクラブ　または
伊勢原第２児童コミュニティクラブ　または
比々多第１児童コミュニティクラブ　または
比々多第２児童コミュニティクラブ　　（配置替えあり）

待遇　　●時間給

支援員経験あり・指定免許あり：試用期間（100 時間）1112 円期間終了時面談後 1200 円
（契約時に免許と実務証明書（コピー可）を提出）
支援員経験あり・指定免許なし：試用期間 1112 円期間終了時面談後 1130 円、2 年後 1200 円
支援員経験なし・指定免許あり：試用期間 1112 円期間終了時面談後 1130 円、2 年後 1200 円
支援員経験なし・指定免許なし：試用期間 1112 円期間終了時面談後 1130 円、2 年後 1200 円
学生バイト、大人バイト：1112 円

１）交通費実費支給
◇ただし、片道の通勤距離が２km 以下の場合には支給しない。
◇自転車および自動車通勤の場合、片道の通勤距離が
５．０km までは１５０円／日、５．０km 以上は２５０円／日とする。
２）労災保険制度加入
３）社会保険（厚生年金、健康保険、雇用保険）は適用外扱いとする。
ただし、常勤（１週あたりの勤務日数が 5 日以上もしくは１週あたりの勤務時間が２０時間を超える場合）は雇用保険も加入します。
４）年次有給休暇は、６ヶ月勤務以降更に継続勤務する場合に取得できる。
その場合の付与時間は前年度の平均勤務時間とする。

勤務形態　　●非常勤職員契約としてのパート勤務

勤務日　　１）月曜から金曜日までは、放課後から夕方６時半頃まで
２）土曜および学校休業日は、朝８時から夕方６時半頃まで
（前月末に翌月の勤務割が表示されます）

休　日　　日曜、祝日、年末年始（12 月 29 日から翌年１月３日まで）

2023.10.1

契約期間　　●６ヶ月単位（３月末および９月末）の更新

試用期間　　●支援員にあっては、実勤務時間累計１００時間まで

賃金支給日　●月末締切り、翌月２０日支払い。（休日の場合は繰上げ）

支払い方法　●伊勢原市農業協同組合　伊勢原市内支所の本人口座への振込み

賃金控除項目　●所得税の源泉徴収（税務署の指導に従う）
●雇用保険加入者は雇用保険料
●市県民税の特別徴収

提出書類　（１）求職申込書　　履歴書（自筆かつ写真添付）・経歴書・求職動機、等
（２）身上書
（３）誓約書
（４）身元保証書

解雇条項　　●次のいずれかに該当するときは解雇する。
（１）伊勢原市との事業委託契約が終了した場合
（２）事業の縮小、解散その他事業の運営上やむを得ない事情により、非常勤職員の減員が必要となったとき
（３）勤務成績又は業務能率が著しく不良と認められたとき　　等

以上